**現場代理人に関する常駐規定の緩和基準**

小川町建設工事請負契約約款第１０条に基づく現場代理人について、一定の条件を満たす工事について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとします。

記

**１　兼務を認める工事**

　次の工事については、１人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合は、兼務をすることができないので、ご注意ください。

次のいずれかの条件を満たす２つの工事

　　　①　小川町、国、又は他の地方公共団体が発注した、主任技術者を専任で配置する必要がない工事（ただし、工事の現場が小川町内である工事に限る。）

　　　②　小川町が発注した単価契約に係る工事

　　　③　「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事

**２　兼務の特例**

次のいずれかに該当する工事は、兼務する工事の件数に含まない。

　　　　①　工事完成通知を受理した工事

　　　　②　橋梁工事、機械器具設置工事等工場制作過程が含まれる工事（該当工事の主管課の長が認める期間に限る。）

**３　常駐を要しない期間**

　　実質的に現場が稼働していない次のいずれかに掲げる期間においては、現場代理人は現場への常駐を要しないものとする。

　　　　①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

　　　　②工事完成後、検査が終了し、事務手続き・片付け等のみが残っている期間

　　　　③工事の全部の施工を一時中止している期間

　　　　④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事であって、工場制作のみが行われている期間

**４　兼務することができる工事等の確認方法**

１の「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することにしています。

また、１の「兼務を認める工事」の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合には、「現場代理人の常駐規定和に係る照会兼回答書」による受注者からの照会により、適用の有無を回答することとします。

なお、上記１の①に係る兼務については、入札参加資格審査時に発注者に確認を行ってください。

**５　兼務する場合の手続き**

現場代理人の兼務を行う場合は、発注者に様式２の「現場代理人の兼務届」を提出してください。この場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してください。

**６　適用日**

　令和５年１月１日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

　なお、令和４年１２月３１日までに公告又は指名通知をしたものについて、適用日以降に様式１を提出した場合は、従前の基準によります。

平成３０年１２月１日適用

令和４年４月１日変更

令和５年１月１日変更